

平成 27 年度第 12 回人事委員会臨時会会議結果

1 開催日時 平成 27 年 9 月 17 日 (木) 午前 10 時 00 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 飛澤 重嘉
委員 小原 忍

事務局長 佐藤 新
総括課長 坊良 英樹
総務・任用担当課長 加藤 勝章
審査・給与担当課長 藤村 朗

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定
会議の冒頭、協議事項 1 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について (公開)
協議事項 1 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について (非公開)
報告事項 1 平成 27 年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官 B 採用試験の申込状況について (公開)
報告事項 2 関係労働団体からの要請について (公開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

[議案第 1 号]

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について、決定した。

[報告事項 1]

平成 27 年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官 B 採用試験の申込状況について、報告があった。

[報告事項 2]

関係労働団体からの要請について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

[協議事項 1]

平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について、協議した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について

平成27年9月17日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 改正の趣旨

職員を派遣することができる公益的法人等の追加等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会へ職員を派遣するため、当該法人に係る規定を追加すること。(第2条第4項関係)
- (2) その他所要の整備をすること。(第2条第3項関係)

岩手県土地開発公社の移管に伴い、組織等の並び順を建制順に改めること。

第3 施行期日（附則関係）

公布の日から施行すること。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 岩手県土地開発公社</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、一般社団法人地方税電子化協議会、社会福祉法人恩賜財団済生会及び公益社団法人全国自治体病院協議会とする。</p> | <p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p><u>(6) 岩手県土地開発公社</u></p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、一般社団法人地方税電子化協議会、<u>公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会</u>、社会福祉法人恩賜財団済生会及び公益社団法人全国自治体病院協議会とする。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について

H27. 9. 17 任用担当

1 改正の趣旨

知事部局から、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会へ職員を派遣するため、規則改正を行う必要がある旨内申があり、内容について検討した結果、適当と認められることから、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会へ職員を派遣するため、当該法人に係る規定を追加すること。(第2条第4項関係)

ア 経緯

- ・ 県は、ラグビーワールドカップ2019大会（以下「RWC2019」という。）の開催都市として釜石市と共同で立候補したところ。
- ・ 平成27年2月、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会（以下「組織委」という。）から全開催都市（県と市が共同で立候補した場合は県）に対し、同年11月から職員を派遣するよう要請があった。
- ・ 県では、これに応じて11月から組織委へ職員1名を派遣することとし、派遣する方法について調整したところ、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき派遣することとして、関係規則の改正について人事委員会に内申があったもの。

【参考：公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会の概要】

- 1 名称：公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会（内閣府所管）
- 2 設立：平成24年5月10日
- 3 所在地：東京都港区北青山二丁目8番35号
- 4 代表者：代表理事（事務総長）嶋津 昭
- 5 設立趣旨：2019年に日本で開催される第9回RWCの準備及び運営を円滑に行い、これをもって日本・アジア並びに世界のラグビー競技の発展に寄与するとともに、この大会を通じて国際交流の促進を図る。
- 6 事業概要：①RWC2019の準備及び運営に関すること。②ラグビーの普及及び発展に関すること。

イ 検討内容

(ア) 業務の関連性（派遣職員が従事する業務との関連性）

- ・ RWC2019の開催は、東日本大震災津波からの復興を世界に発信するとともに、本県のスポーツ振興や観光振興、国際交流の推進等を図ること等も目的としているものであり、RWC2019を成功させることは県政の重要課題であること。
- ・ 派遣職員が具体的に従事する業務は、開催都市の運営業務や大会準備計画の策定・管理業務などであること（組織委と調整中）。

(イ) 援助（派遣）の必要性

- ・ 組織委の開催都市の支援業務や個別分野計画の策定等の業務は、直接的に県の業務を補完・支援する業務であること。
- ・ RWC2019の釜石開催については、新規のスタジアム建設が必要となるなど、組織委と十分に連携しながら、業務を推進していく必要があること。

【参考：公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等の概要】

1 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

任命権者は、業務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ県の施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要なものとして条例で定めるもの（公益的法人等）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。具体的な公益的法人等については、条例及び規則で定められている。

2 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

- (1) 特別の法律により設立された法人で政令で定められるもののうち、県内に主たる事務所を有するもので、規則で定めるもの。（第2条第3項）
- (2) その業務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもので、規則で定めるもの。（第2条第4項）

3 他県等の状況

| 派遣形態 | 派遣法に基づく派遣 (9団体) | 研修派遣 (1団体) | 検討中 (1団体) |
|------|---|---------------|--------------|
| 開催団体 | 埼玉県、東京都、静岡県、大阪府、福岡県、 熊本県、大分県、横浜市、豊田市 | 札幌市 | 神戸市 |

注 神戸市は、派遣法に基づく派遣とすることで検討中。

ウ 改正内容

| 改正前 | 改正後 |
|-------------------------|---|
| 一般社団法人地方税電子化協議会【総務部】 | 一般社団法人地方税電子化協議会【総務部】 |
| | <u>公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組 織委員会【政策地域部】</u> |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会【保健福祉部】 | 社会福祉法人恩賜財団済生会【保健福祉部】 |
| 公益社団法人全国自治体病院協議会【保健福祉部】 | 公益社団法人全国自治体病院協議会【保健福祉部】 |

(2) その他所要の改正をすること。（第2条第3項関係）

岩手県土地開発公社の移管に伴い、規定の並び順を建制順に改めること。

○ 改正内容

岩手県土地開発公社の所管が、平成27年度に商工労働観光部から復興局へ移管されたことから、建制順に改正するもの。

| 改正前 | 改正後 |
|-----------------------------|-------------------------|
| 学校法人岩手医科大学【保健福祉部】 | 学校法人岩手医科大学【保健福祉部】 |
| 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団【保健福祉部】 | 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団【保健福祉部】 |
| 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会【保健福祉部】 | 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会【保健福祉部】 |
| 岩手県土地開発公社【 <u>商工労働観光部</u> 】 | 岩手県農業会議【農林水産部】 |
| 岩手県農業会議【農林水産部】 | 岩手県土地改良事業団体連合会【農林水産部】 |
| 岩手県土地改良事業団体連合会【農林水産部】 | 岩手県土地開発公社【 <u>復興局</u> 】 |

3 施行期日

公布の日から施行すること。